

**「痴呆」に替わる用語に関する検討会
スケジュール（改正版）**

事 項	時 期
<u>第1回検討会開催</u>	6月21日
<u>第2回検討会開催</u> (関係者からのヒアリング、複数案の 検討など)	9月1日
○ 国民の意見募集（ホームページ等）、自 治体、学会、家族会、医療・福祉関係者等 の意見集約	9月初旬 ～10月初旬
<u>第3回検討会開催</u> (国民、関係団体等からの意見集約)	11月初旬
<u>第4回検討会開催</u> (新用語検討、報告書とりまとめ)	11月中旬 ～下旬
※ 場合によっては、第5回検討会開催	

「痴呆」という用語の変更の必要性

1 高齢者の尊厳に欠く表現であること。

「痴」には「おろかなこと、ばか」という意味があり、また、「呆」には「おろかなこと、あきれる、あっけにとられる」という意味がある。「痴呆」という用語そのものは、「あほう」という意味から由来しており、「痴呆」と呼ばれる高齢者に対する尊厳やいたわりを欠く表現である。

また、当事者本人や家族にとっては苦痛を感じたり、より一層不安にさせられる表現である。

さらに、介護の現場においては、本人なりの生活の仕方や潜在する能力を極力大切にし、本人の人格を尊重してその人らしさを支えることを基本とする方向で取り組みが進んできており、こうした新しい「痴呆ケア」の基本的な理念になじまない表現である。

2 「痴呆」の状態や症状について、誤解を招く表現であること。

「痴呆」という用語は、「痴呆」になると「なにもわからない」、「なにもできない」状態になるという誤解を生じさせる一因となっている。こうした誤解があるために、本人が抱いている不安や焦りの気持ちを周囲が理解することの妨げとなっており、本人ができることまで周囲がやってしまい本人の能力を更に低下させることにつながっている。

3 「痴呆」の診断や予防が進みにくいという弊害があること。

「痴呆」という用語は、「痴呆」と判断されることに対する恐怖心や恥ずかしさを感じさせ、このことが痴呆の早期診断や痴呆予防教室への参加が進まない一因となっている。

(参考)

1 「精神薄弱」を「知的障害」に変更したケース

- ① あたかも精神全般が弱い又は精神全般に欠陥があるかのような印象を与える。
- ② 障害者的人格自体を否定するニュアンスをもっている。
- ③ 不快語、差別語であるとの批判がある。

2 「(精神)分裂病」を「統合失調症」に変更したケース

- ① 精神それ自体の分裂と解されることが多い。
- ② 患者的人格の否定につながっており、患者・家族に苦痛を与えている。
- ③ 社会的にも偏見、差別、ステigmaを助長してノーマライゼーションを阻害し、社会的な予後を不良なものにしている。
- ④ 医学的にも、病名告知が進まないという弊害がある。

関係団体等ヒアリング参考人名簿

< 5 団体 >

団体名等	役職名・氏名
日本痴呆ケア学会	ほんまあきら 理事長 本間昭
東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課	痴呆支援担当係長 しもかわあけみ 下川明美
日本老年看護学会	なかじまきえこ 会長 中島紀恵子
全国痴呆性高齢者グループホーム協会	きかわだのりや 代表理事 木川田典彌
社団法人 呆け老人をかかえる家族の会	たかみくにお 代表理事 高見国生 ながしまみつえ 理事 永島光枝

(敬称略)

代替用語の要件について

- 1 一般の人々にわかりやすく、できれば短いこと。
- 2 不快感や侮蔑感を感じさせたり、気持ちを暗くさせたりしないこと。
- 3 「痴呆」と同一の概念をあらわすものであることについて疑義を生じさせず、混乱なく通用すること。

なお、「痴呆」の内容を正確にあらわし、他の疾病や状態と明確に区別できることは望ましいことではあるが、1ないし2のメリットのためには、正確性はある程度犠牲にされてもやむを得ないこと。